

# 住まいの補助金制度 ハートフル住まいるプロジェクト

市では、住宅の建設・購入・改修や老朽住宅の除却費、太陽光発電システムの設置費などに対して費用の一部を補助しています。また、平成27年7月から「永く住まいる(住宅改修補助金)」と「まちなか住まいる(住宅建設または購入)補助金」に子育て世帯と転入者への補助を追加しました。

子育て世帯：満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方を扶養する世帯

転入者：砂川市以外の市町村に住んでいた方で、申請をする日において砂川市の住民基本台帳に記録されている方

## 永く住まいる(住宅改修)補助金

※ 工事の着工前に申請してください

■対象者 自らが居住する住宅の改修工事を行う方で、前年の世帯総所得が550万円以下の方

※ 子育て世帯の場合は、総所得が680万円以下

■補助対象 市が指定する50万円以上の間取り変更、増築、外壁、屋根などの改修工事または耐震改修工事

■補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)

□地元企業を利用 工事費の20%(上限額40万円、耐震改修の場合は50万円)

□市外企業を利用 工事費の10%(上限額20万円、耐震改修の場合は30万円)

◎子育て世帯の場合は、当該改修費用の5%相当額を補助金の額に加算

## 高齢者等安心住まいる(住宅改修)補助金

※ 工事の着工前に申請してください

■対象者 介護認定を受けていない60歳以上の高齢者本人または同居する方で、前年の世帯総所得が550万円以下の方

■補助対象 市が指定する3万円以上の手すりの取り付け、段差解消などの改修工事

■補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)

□地元企業を利用 工事費の4/5(上限額22万円)

□市外企業を利用 工事費の2/3(上限額18万円)

## 住宅用太陽光発電システム導入費補助金

※ 工事の着工前に申請してください

■対象者 自ら居住または居住しようとする住宅または住宅と同一敷地内に太陽光発電システムを設置しようとする方、太陽光システム付き住宅を購入し居住しようとする方

■対象条件 設置する際に未使用のものである事、JIS規格またはJETの認証を取得しているもの

■補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)

□地元企業を利用 工事費の20%(上限額30万円)

□市外企業を利用 工事費の10%(上限額15万円)

※ 太陽電池モジュール本体費用、事務費または調査等に要する費用は対象となりません

## まちなか住まいる等(住宅建設または購入)補助金

※ 居住してから申請してください

■対象者 自らが居住するために、住宅を建設した方または建売・中古住宅を購入した方

■補助対象 建物の建設費または購入費(土地代、外構工事の費用などを除く)

■補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)

□地元企業を利用

・まちなか居住区域 5.0%(上限額120万円)

・それ以外の区域 4.0%(上限額100万円)

□市外企業を利用

・まちなか居住区域 3.0%(上限額70万円)

・それ以外の区域 2.0%(上限額50万円)

※ 建売住宅は完成後、未使用で1年以内のものに限ります

□中古住宅を購入

・まちなか居住区域 3.0~5.0%(上限額70万円)

・それ以外の区域 2.0~4.0%(上限額50万円)

※ 建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限ります。建築年次によって補助率・上限額が変わります

◎子育て世帯の場合は、子ども1人当たり10万円を補助金の額に加算

◎転入者の場合は、20万円相当の商品券を交付

## 老朽住宅除却補助金

※ 工事の着工前に申請してください

■対象者 住宅の所有者(相続人を含む)で、前年の世帯総所得が550万円以下の方

■補助対象 昭和56年5月31日以前に着工された個人が所有する住宅で、空き家として1年以上経過、または建て替えのために除却するもの、かつ地元企業との契約によるもので市が指定する工事が50万円であること

■補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)

除却工事費の20%(上限額30万円)

※ 別棟の車庫、物置、離れなどの除却費、植栽などの移設・撤去費や登記等の事務費などは対象となりません

※ これらの補助金制度は工事内容などにより補助対象とならない場合がありますので、事前にご相談ください

## 空き家の活用を考えてみませんか

市では移住・定住を目的として、「空き地・空き家情報」制度を設けています。この制度に登録された空き地・空き家情報は、市ホームページに掲載されますので、賃貸や売買など空き家の活用を考えられている場合はぜひご相談ください。

◆ お問い合わせ 建築指導係 ☎ 2 1 2 1